

SAMPLE

特集レポート No. 98

インボイス制度導入に向けてすすむ  
電子インボイス標準規格Peppolの今後の展開

*Strictly Confidential*



2021年8月31日

# はじめに

- 2023年10月より、日本でも消費税の複数税率に対応した仕入税額控除の方式としてインボイス制度が導入される
- インボイス(適格請求書)とは、どの品目に何%の消費税がかかっているのかを売り手、買い手、税務署の誰が見ても明確に表すための帳票である
- インボイス制度への移行を見据え、デジタル庁、電子インボイス推進協議会(以下、EIPA)が中心となって、グローバルな標準規格Peppolをベースに電子インボイスに関する標準仕様を策定しようという取り組みがすすんでいる。これは会計・業務システム間でのデータ連携を実現することにより事業者の負担軽減と効率化を図ろうとするものである
- 本レポートでは、Peppolの概要およびPeppolにより実現される世界を紹介するとともに、海外のベンチマークを参考に日本版Peppolの日本での浸透に向けた取り組みについて考察する

# 本資料の流れ

---



- I. インボイス制度の導入
- II. インボイス制度化におけるPeppol
- III. 海外でのPeppol利用事例
- IV. 日本版Peppolの浸透に向けた取り組み

# インボイス制度とは

- 2023年10月より消費材の複数税率に対応した仕入税額控除の方式としてインボイス制度が導入される

## インボイス制度(適格請求書等保存方式)とは

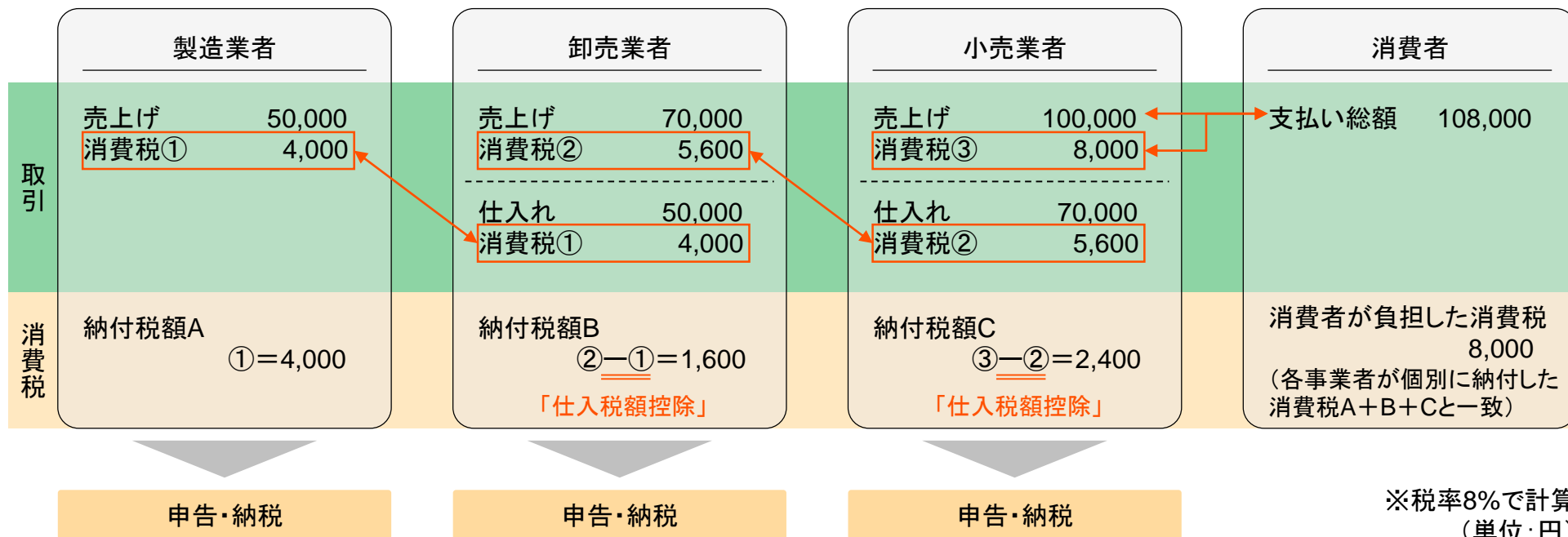
<p>制度導入の目的</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 軽減税率制度の実施後の複数税率下において適正な課税を確保するため               <ul style="list-style-type: none"> <li>- 適正な課税は、<b>仕入税額控除</b>により実現される</li> </ul> </li> </ul>
<p>制度概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 取引内容や消費税率、消費税額など記載要件を満たした請求書を<b>交付・保存</b>しておく制度(2023年10月より開始)               <ul style="list-style-type: none"> <li>- <b>仕入税額控除</b>の要件となる</li> </ul> </li> </ul>
<p>インボイス (適格請求書)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 売り手が買い手に対して適用税率や消費税額を伝えるもの</li> </ul>
<p>仕入税額控除</p>	<p style="text-align: center;"><b>仕入税額控除</b></p> $\text{消費税額} = \text{課税売上に係る消費税額} - \text{課税仕入等に係る消費税額}$
<p>イメージ</p>	

# 消費税の仕入税額控除の仕組み

- 消費税における「仕入税額控除」は、生産や流通の段階で支払いが行われるたびに発生する消費税の累積(二重課税)を解消するための制度

消費税における「仕入税額控除」とは？	消費税における「仕入税額控除」は、生産や流通の段階で支払いが行われるたびに発生する消費税の累積(二重課税)を解消するための制度
--------------------	---

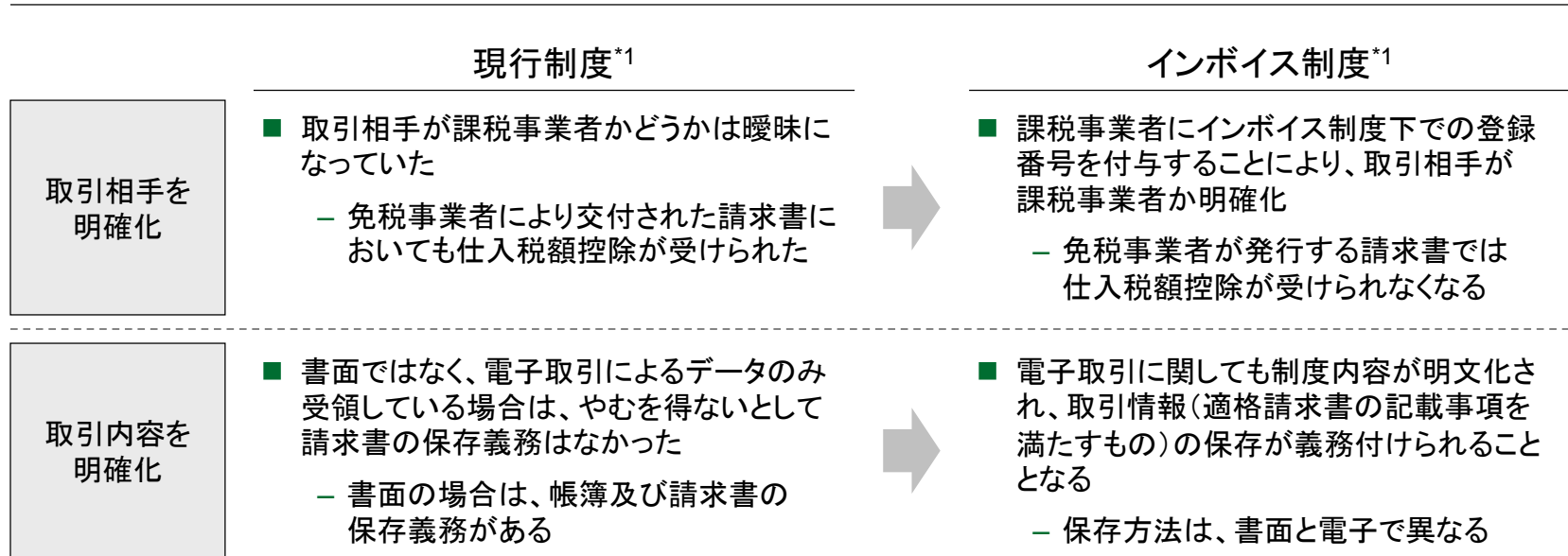
## 消費税の負担と納付の流れ



# インボイス制度により改善されること

- インボイス制度導入により取引相手や取引内容に関しての情報が明確化され、より適正な課税が確保されることとなる

## 適正な課税確保のためにインボイス制度で改善されること



誰がいつ、何を、税率何%で取引したという情報を明確化することで  
より適正な課税が確保される

注: \*1. 記載の通りでない特例も存在する  
出所: 国税庁HP

# 請求書記載事項の変遷とその主な影響

- インボイス制度導入による大きな影響としては、フリーランスや個人事業主を含む免税事業者が発行する請求書では仕入税額控除が受けられなくなることが挙げられる

## 仕入税額控除を受けるための請求書記載事項の変遷

	→2018年10月	→2023年10月
	請求書等保存方式	インボイス制度
請求書	請求書	適格請求書
記載事項	1. 発行者の氏名又は名称	1. 発行者の氏名又は名称
	2. 取引年月日	2. 取引年月日
	3. 取引内容	3. 取引内容
	4. 受領者の氏名又は名称	4. 受領者の氏名又は名称
	5. 軽減税率の対象である旨の表記	5. 軽減税率の対象である旨の表記
	6. 適用税率ごとに区分した合計額	6. 適用税率ごとに区分した合計額
	新規追加記載事項	新規追加記載事項
		7. <b>インボイス制度の登録番号</b>
		8. 適用税率
		9. 適用税率ごとの消費税額の合計

インボイス制度の登録番号が必要に

## インボイス制度導入による主な影響

- 適格請求書を交付することができるのは、税務署長の登録を受けた「適格請求書発行事業者」に限られており、**適格請求書発行事業者にはインボイス制度の登録番号が与えられる**
  - 適格請求書発行事業者の登録に際しては、**課税事業者<sup>\*1</sup>であることが求められる**
- フリーランスや個人事業主を含む**免税事業者が発行する請求書では仕入税額控除が受けられなくなる**
- 免税事業者もあえて課税事業者になり、適格請求書(インボイス)発行事業者の登録番号をもらうという動きも想定される
  - 取引先との安定的な関係性確保のため

注: \*1. 消費税を納付する義務がある法人、個人事業主のこと。なお、1年間の課税売上高が1,000万円未満の事業者については納税が免除されており、これが免税事業者にあたる  
出所: 国税庁HP

## SAMPLE版はここまでです。

続きは、業界チャンネル 特集レポート にてご覧ください。

特集レポート一覧はこちら ▶

“業界チャンネル 特集レポート”とは、

経営コンサルタントの目線で特に伸びているビジネスに注目して分析。  
その成功の鍵や今後に言及し、「打ち手」を導出します。

